

フルタイム会計年度任用職員の勤務条件

区 分	内 容
職 種	一般事務員、生活保安事務員
任 用 期 間	毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内
条 件 付 採 用	採用後1月間(採用後1月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで)は条件付採用期間とし、同期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
再 度 の 任 用	勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合があります。
勤 務 場 所	福岡県警察本部、警察署等
勤 務 内 容	パソコンを用いた資料作成、データ入力、資料整理、文書の收受など
勤 務 日	週5日(月曜日から金曜日まで) ※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休みです。
勤務時間及び休憩時間	原則、午前9時00分から午後5時45分まで(休憩時間60分) ※勤務する所属により異なる場合があります。
時間外勤務・休日勤務	時間外勤務及び休日勤務はありません。
休 暇	任用期間に応じて年次休暇を付与します。
給 料 (報 酬) の 額	月額19万5,800円を支給します。 ※給与条例の改正に伴い、金額が変更となる場合があります。
諸 手 当	条例及び規則の定めるところにより、地域手当、通勤手当を支給します。また、要件を満たす場合は期末手当、勤勉手当を支給します。
報 酬 等 の 支 給	給料の支給日は、原則、毎月21日です。
退 職 手 当	福岡県職員の退職手当に関する条例の定めるところにより支給します。
服 務	サービスの宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限など、地方公務員法上のサービスに関する規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
社 会 保 険	厚生年金保険法、雇用保険法、児童手当法が適用されます。 ※連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員共済組合法が適用されます。
共 済 組 合	福岡県警察職員共済組合員として、短期給付・福祉事業の適用を受けます。
公 務 災 害 補 償	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されます。
勤 務 内 容 に 関 す る お 問 合 せ 先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 警務部警務課人事第一係 電話 092-641-4141(内線2653)
申 込 書 の 提 出 先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部警務部警務課採用第三係